

# 釜石市再生可能エネルギー事業の適正な促進に関するガイドライン

## 1. 目的

本ガイドラインは、釜石市において「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を実現するとともに、豊かで良好な自然環境を将来にわたって継承していくため、法令並びに資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（平成29年3月策定）」及び環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月策定）」に定めるもののほか、釜石市内の再生可能エネルギー発電設備の設置等が地域と共生し、自然環境や景観、生活環境と調和して適正に促進されるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 定義

本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 再生可能エネルギー発電設備

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「特別措置法」）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。

### (2) 再生可能エネルギー発電事業

再生可能エネルギー発電設備を設置し、特別措置法第2条第3項各号に規定する再生可能エネルギー源を用いて発電を行う事業（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「影響評価法」）、岩手県環境影響評価条例（平成10年7月15日条例第42号。以下「影響評価条例」）の対象となる事業、一般住宅等で自家消費を目的とするものを除く）をいう。なお、特別措置法による事業に限らない。

### (3) 事業者

前項の再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。

## 3. 対象地域

市内全域

## 4. 適用対象設備

釜石市内における再生可能エネルギー発電設備の新設、増設、大規模な改修等を対象とする。ただし、家庭用消費を主たる目的、または建築物の屋根、壁面または屋上に設置する設備については、本ガイドラインの対象外とする。

## 5. 遵守・留意事項

事業者は、釜石市内における再生可能エネルギー発電事業の計画、実施に当たっては、次に掲げる事項について遵守及び留意するものとする。

- (1) 影響評価法並びに影響評価条例などを遵守し、必要かつ適切な対応をとること。
- (2) 自然環境や景観の保全、災害及び公害を防止する観点から、関係法令を遵守し、必要かつ適切な対応をとること。
- (3) 立木等を伐採する場合は、必要最小限にとどめること。
- (4) 土地の掘削、盛土、又は切土その他土地の形質変更は、周辺環境に配慮した適切な設計及び施工とすること。
- (5) 雨水の処理、土砂の流出、法面の保護等、適切な対策を講じること。
- (6) 設置に関し、騒音、粉じん、振動、悪臭、汚水等の発生防止に努め、稼働中においても適切な措置を講じること。
- (7) 周辺の視界確保及び景観との調和に努め、生活環境に十分配慮すること。
- (8) 設置に際して事故等が発生しないよう安全対策を講じ、事故が発生、または、近隣住民等との紛争が生じた場合は、事業者の責任において対応するとともに、再発防止対策を講じること。

## 6. 事前協議

- (1) 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を行おうとする場合、事前に同事業計画を市に対して提出（任意様式）し、協議すること。
- (2) 市は、前項の事業計画について事業者に対し意見を述べるとともに、必要に応じて指導、助言を行うものとする。

## 7. 住民周知と合意

- (1) 事業者は、再生可能エネルギー発電事業実施地域及び影響を受ける範囲の近隣地域の住民等に対し、事業計画の説明会を開催あるいは書面による周知をすること。
- (2) 事業者は、説明会あるいは書面による周知による意見聴取の結果（記録）を市に報告（任意様式）すること。
- (3) 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置及び再生可能エネルギー発電事業の実施に関する苦情が寄せられた場合は、速やかに市に報告のうえ誠実な対応をすること。

## 8. 適切な管理等

- (1) 事業者は、再生可能エネルギー発電設備設置後の維持管理について、関係法令を遵守し責任を持って適切な措置を行うこと。
- (2) 事業者は、自然災害、その他の事由により再生可能エネルギー発電設備に異常、事故等が生じた場合、速やかに市に報告のうえ、復旧、撤去等の対策を講じること。

- (3) 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の保守点検のほか、除草、清掃等を定期的に行うこと。
- (4) 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を終了、廃止等する場合、設備の撤去について関係法令に基づき適切に行うとともに、敷地の整地、緑化、災害防止に必要な措置を講じること。

## **9. 地域貢献の協力**

事業者は、再生可能エネルギー発電事業の実施に際し、市内への事業所開設、雇用の創出、発電設備の市内事業所調達、請負参加、売電収入の一部について協力金の提供、人材の育成等、可能な範囲で地域貢献に協力すること。

## **10. その他**

市は、本ガイドラインについて、今後の情勢の変化等により必要に応じて随時見直しを行うこととする。

## **11. 適用**

本ガイドラインは、令和6年4月1日から適用する。